「バラの寄せかご講習会」参加者募集　3月15日(土)開催

昨年の様子

上京区役所庁舎前では、うるおいのある文化生活の向上につながってほしいという願いをこめて、「みんなで花を咲かそう」活動ボランティアの皆さんが草花への水遣りと手入れを続けています。

こうした活動の一環として、バラをはじめとする季節の草花をかごに寄せ植えする「バラの寄せかご講習会」を開催します。

園芸を楽しく学ぶことのできる絶好の機会です。皆様のご参加をお待ちしています。

日時　3月15日（土）午後2時～4時（午後1時30分～受付開始）
場所　上京区役所校舎棟2階第4会議室（上立売通大宮東入）
定員　30名（先着順）
講師　辻井康雄氏（NPO法人フラワーアーティスト育成協会名誉理事）
受講料　3,000円（材料費）
持ち物　ハサミ、スコップ、ゴム手袋
申込み　2月20日（木）から受講料をご持参のうえ、地域力推進室まちづくり推進担当（校舎棟1階㉓番窓口）へお越しください。
主催　上京区文化振興会、上京区役所
問＝地域力推進室（事業担当）（☎441-5040）

「上京区民まちづくり活動支援事業審査委員会委員の募集について

区民の皆様の自発的で主体的なまちづくり活動を応援する「京都市上京区民まちづくり活動支援事業」の事業の採択に係る審査等を行う「上京区民まちづくり活動支援事業審査委員会」において、市民の立場から幅広く意見交換を行うことを目的として、委員を公募します。

募集人数　2名
任期　委嘱の日から2年間（委嘱予定日：平成26年3月）
応募資格　次の条件をすべて満たしている方（応募日現在）。
①区内に居住、通勤又は通学する方（外国人の方は、日本語を理解できる方。）
②18歳以上の方
③国、地方公共団体の議員や常勤の公務員でない方
④平日に開催される会議に出席できる方（会議は年2～3回程度を予定）
⑤本市の他の審議会等の委員に2つ以上就任していない方
応募方法　応募理由（800字程度で応募書類の様式は問いません。）を添えて、持参、郵便、メール（kamigyo@city.kyoto.jp）、FAXのいずれかで応募してください。ただし、応募書類は返却しません。
募集期間　平成26年2月17日（月）～28日（金）（郵送の場合は当日消印有効、FAXとメールの場合は、当日送信日時記録を有効とします。）
選考方法　応募理由を審査のうえ選考します。選考結果は郵送によりお知らせします。
報酬　会議への出席ごとに、委員報酬をお支払いします。
申込先　〒602－8511（住所不要）上京区役所地域力推進室総務・防災担当
問＝地域力推進室（企画担当）（☎441－5029、FAX432－0566）

ふれあいファミリー食セミナー「お弁当クッキング」

小学5・6年生対象

この春休み、自分でお弁当を作れるようになってみませんか。お弁当づくりが初めてでも大丈夫です。ぜひご参加ください。

日時　3月26日（水）午前10時～午後0時30分（**受付**　午前9時45分～）
場所　上京保健センター栄養改善室
内容
○講話「栄養満点☆お弁当の作り方」
（講師：保健センター管理栄養士）
○調理実習「お弁当クッキング」
○試食・交流
持ち物　エプロン、三角巾（スカーフなど）、手ふきタオル、上履き
参加費　500円
対象　区内在住・通学の小学5・6年生
定員　18名（先着順）
※お子様のみの参加となります（保護者の見学不可。）。
申込み　3月3日（月）午前8時30分から電話又は窓口にてお申し込みください。
問＝健康づくり推進課成人保健・医療担当（☎432-3221、保健センター②番窓口）

「上京保健センター運営協議会」委員募集

上京保健センターの運営について、利用者代表として意見を述べていただくため、運営協議会委員を募集します。会議は年1・2回程度、公開で行われます。

募集人数　2名
任期　平成26年4月1日～平成28年3月31日
応募資格　次の条件をすべて満たしている方（応募日現在）。
①区内在住で、引き続き在住予定の方（住民登録されている方）
※外国人の方は、日本語で日常会話が可能な方
②18歳以上の方
③国・地方公共団体の議員や常勤の公務員でない方
④平日の昼間に出席可能な方
⑤本市の他の審議会等の委員に2つ以上就任していない方
応募方法　上京保健センターでお渡しする応募用紙（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、ご持参いただくか、郵送又はFAXでお送りください（住所・FAX番号は4面参照。）。
※応募書類は返却しません。
募集期間　2月17日(月)～3月3日(月)（当日消印有効）
選考　応募書類により選考を行い、結果は3月中に応募者全員に通知します。
※職務内容や報酬等の詳細はお問い合わせください。
問＝健康づくり推進課管理担当（☎432・3221）

上京区地域介護予防推進センター各種教室のご案内

○「ころばん塾」（運動器の機能向上プログラム）（全13回）
日時　3月6日～5月29日の毎週木曜日午後1時30分～2時30分
会場　上京老人福祉センター
内容　体力測定、ストレッチ、下肢筋力・バランス能力向上運動、転倒予防運動、講話など
定員　10名程度（先着順）
※いずれも要支援・要介護状態以外で区内在住の65歳以上の方が対象。要予約。参加費無料。
申込先　上京区地域介護予防推進センター（☎417・4707、小川通今出川下る西入東町　京都市小川特別養護老人ホーム内）
問＝支援保護課支援第二担当（☎441・5121）

区社協通信

介護者のつどい

今回の「介護者のつどい」では、「認知症の人と家族の会」の方をお招きして、会の取組や認知症の人との上手なつきあい方、工夫などについてお話いただきます。

日々の介護では、「なぜ自分ばかりが」というような孤独感に陥ってしまうこともあるかもしれません。

高齢のご家族を介護されている皆様、日頃の悩みや、介護について話し合ってみませんか。

日時　3月8日（土）午後1時30分～3時
場所　上京区役所　校舎棟2階第4会議室
対象　区内在住の高齢者を介護されている方
講師　徳廣三木子氏（認知症の人と家族の会京都府支部）
申込み　電話又はFAXで氏名、電話番号をお知らせください。

工事のお知らせ

上京区社協が事務所を構えている元聚楽小学校の耐震工事に伴い、本会事務所においても、排煙・消防設備工事が行われることになりました。

工事期間中も、通常どおり、相談対応・備品貸出等行っています。

来所される方には騒音等によりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

工事期間　平成26年8月上旬まで（予定）
問＝上京区社協（☎432・9535、FAX432・9536、堀川通中立売西入筋下る元聚楽小学校内）

けんこう情報

感染症対策のヒント　～視点を変える～

気温も低く、乾燥した日が続く冬の季節、風邪や下痢などの感染症にかかってはいませんか。

「感染症対策」が必要だとわかってはいるものの、どうすればいいのか、困ってしまうことが多いのではないでしょうか。

そこで、今回は視点を変え、病原体の気持ちになって「感染症対策」を考えてみましょう。難しく考える必要はありません。要は、病原体が嫌がることを考え、実践すればいいのです。

病原体は、人に感染したいと思っています。ですから、食事の前に石けんで手を洗ったり、帰宅時にうがいをしたりして、病原体が体内に入ることを防ぐことが大切です。また、他の人への感染を防ぐため、咳をしているときは、マスクを装着し、周囲への飛散を防ぎましょう（咳エチケット）。

また、体の抵抗力を上げることは病原体の感染予防に有効です。適度な睡眠、バランスの良い食事など、生活習慣を見直してみましょう。

どれも病原体が嫌がることばかり。これを機に、日々の生活習慣を見直してみてはいかがでしょうか。

問＝健康づくり推進課成人保健・医療担当（☎432・3221）

暮らしの行政困りごと相談

日時　3月11日（火）午後1時30分～3時
場所　地域力推進室（広聴担当）（校舎棟1階㉓番窓口）
問＝京都行政評価事務所（☎211・1100）

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください

口座振替をご利用いただくと、毎月保険料を納めに行く手間が省け、とても便利です。

申込みに必要なもの　国保記号番号（後期高齢者医療制度の場合は被保険者番号と徴収番号）がわかるもの（納入通知書、領収書等）、預（貯）金通帳、口座の届出印
申込場所　お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行又は保険年金課の窓口
※本人名義以外の口座から引き落とすこともできます。
※口座振替により引落しされるのは、普通徴収の保険料のみです。特別徴収（年金からの引落し）による納付の方で、口座振替への変更をご希望の場合は、口座振替の申込みと併せて保険年金課へ納付方法の変更をお申し出ください。

国保の口座振替の手続きにはペイジー口座振替受付サービスが便利です

ペイジー口座振替受付サービスとは、対象金融機関のキャッシュカードがあれば、ハンコ（口座の届出印）がなくても、区役所の窓口で簡単に口座振替の申込手続ができるサービスです。ぜひご利用ください。（後期高齢者医療制度は対象外）

対象金融機関　京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行
※その他の金融機関は、金融機関窓口での申込手続が必要です。
申込みに必要なもの　キャッシュカード、国保記号番号がわかるもの（納入通知書、領収書等）
申込場所　保険年金課
問＝保険年金課資格担当（☎441・5130、プレハブ棟1階⑦番窓口）

児童扶養手当、特別児童扶養手当について

○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的に、支給される手当です。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方（父子家庭の父を除く。）は請求できます。

児童の年齢　18歳に到達以後最初の3月31日までの児童（特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満）
手当額（月額）　前年の所得額（手当の受給者が児童の母（父）の場合、児童の父（母）から母（父）では児童が受け取った前年の養育費の8割相当額を含む。）に応じて支給額が決まります。

〈児童1人の場合〉
全部支給　4万1千140円
一部支給　9千710円～4万1千130円

〈児童2人の場合〉
全部支給　4万6千140円
一部支給　1万4千710円～4万6千130円
※3人目以降の児童は1人増えるごとに3千円が加算。

到達以後最初の3月31日までの児童（特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満）

○特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、又は父母に代わってその児童を育っている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童の年齢　20歳未満の児童
手当額（月額）　障害の程度に応じて、1級の場合は、5万50円、2級の場合は、3万3千330円を対象児童1人につき支給。

※いずれの手当も、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合などは、支給されません。
問＝児童扶養手当…支援保護課支援第一担当（☎441・5119）
特別児童扶養手当…支援保護課支援第二担当（☎441・5121）

上京税務署からのお知らせ

○確定申告はお早めに！

平成25年の申告と納税は、所得税及び復興特別所得税は3月17日（月）まで、消費税及び地方消費税は3月31日（月）までです。

※確定申告期限間際には、申告会場（西陣織会館）が大変混雑することが予想されますので、申告はお早めにお済ませください。

○税理士による無料相談のご案内（不動産の譲渡及び贈与税の申告を除く。）

西陣織会館では、下記の日程で税理士による無料の申告相談も行いますのでご利用ください。

相談会場	西陣織会館（堀川通今出川南入）
開設日時	2月17日(月)～21日(金) 午前9時30分～正午、 午後1時～4時

※なるべく午後3時ごろまでにお越しください。

○記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました！

法律の改正により平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります）は、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）に掲載されていますので、ご覧ください。

○納税は振替納税を！

ご利用開始に当たっては、口座振替依頼書を提出するだけですので、ぜひご利用ください。

・申告所得税及び復興特別所得税
　振替納付日　平成26年4月22日（火）
・消費税及び地方消費税（個人事業者）
　振替納付日　平成26年4月24日（木）

問＝上京税務署（☎441-9171）※電話でのお問合せは、アナウンスに従い電話機を操作してください。

「家のこと」ちょっと考えてみませんか？

～空き家にして迷惑をかけないために～

上京区の空き家は、平成20年現在で住宅総数の約14％を占めています（平成20年住宅土地統計調査）。

空き家になると、老朽化が早まり、倒壊によりお隣や通行人に被害を与えたり、放火の危険性が高まったりするなど、まちの安全が守りにくくなります。また、空き家が増えることにより、まちの活気がなくなるおそれもあります。こうなる前に「家のこと」ちょっと考えてみませんか。

空き家が発生する例として、一人暮らしのお年寄りが亡くなられ、家がそのまま放置される事例が見受けられます。その原因のひとつに、不動産相続がうまく行われず、放置されることで、手続きが複雑化し、多くの費用や時間が必要になってしまうことなどがあります。

まずは、一人暮らしのお年寄りになる前に、次の世代へ住宅を引き継ぐことについて、ご家族で話し合い、考えてみましょう。

上京区役所では「みんなで空き家対策を考えよう」事業に取り組んでいます。この度、専門家をお招きして、空き家の問題や、空き家にしないための取組などについての講習会を開催します。ぜひご参加ください。

上京区生活安全推進協議会講習会
日時　3月4日（火）午後2時～4時
場所　上京消防署　4階　講堂（住所は4面参照。）
※参加費無料、申込み不要。駐車場・駐輪場はありません。
問＝地域力推進室（まちづくり推進担当）（☎441-5040）

エコまちステーションだより

今の季節、お問い合わせの多いのが、小型金属類・スプレー缶の出し方についてです。

なべ・やかんなどの最長部分が概ね30cm以下の金属類や、スプレー缶などを出される場合は、中の見える透明な袋に入れ、「金属」と書いた紙を貼るか、袋に「金属」と書いて、資源ごみの収集場所に出してください。

スプレー缶やカセットボンベは必ず中身を使い切ってから穴を開けずに出してください。

収集は、月1回です。袋は有料指定袋をお使いいただく必要はありません。

問＝上京エコまちステーション（☎366・0776、校舎棟1階㉒番窓口）

ここはどこ？　第215回

ヒント
京都御苑の東にある寺です。

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等（感想は紙面で掲載の場合あり）をご記入のうえ、〒602－8511 上京区役所「ここはどこ？」係まで。締切りは2月28日（消印有効）。

多数のご応募ありがとうございました。

五つ団子の赤提灯をみると「上七軒」が思い当たる方もおられると思います。上七軒は京都に残る五つの花街のひとつとして、上京の人々の間で育てられてきました。室町時代に北野天満宮造営の余材で門前町として七軒の茶屋を建てたのが始まりとされています。

無電柱化により、東山が望める昔の上七軒の面影が戻ってきました。いつまでもこの風景を残していきたいものです。（い）

前回の正解は上七軒です。